

令和7年第4回安平町議会臨時会会議録

令和7年4月30日（水曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和7年4月30日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会 議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1 番 工 藤 秀 一	2 番 米 川 恵美子	3 番 小笠原 直 治
4 番 鳥 越 真由美	7 番 三 浦 恵美子	8 番 箱 崎 英 輔
9 番 内 藤 圭 子	10 番 高 山 正 人	11 番 梅 森 敬 仁
12 番 多 田 政 拓		

4 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	及 川 秀一郎
教 育 長	井 内 聖
代表監査委員	小 川 誠 一

5 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副 町 長	田 中 一 省
総務課	
総 務 担 当 課 長	岡 康 弘 情 報 担 当 課 長 池 田 恵 司
政策推進課	
まちづくり担当課長	山 口 崇 企画財政担当課長 木 林 一 雄
税務住民課	
税務戸籍担当課長	奥 田 浩 司 生活環境担当課長 佐々木 智 紀
産業振興課	
産業振興担当課長	森 池 和 哉
建設課	
土木公園担当課長	塩 谷 慎 嗣 施 設 担 当 課 長 伊 藤 富美雄
健康福祉課	
国保介護担当課長	阿 部 充 幸 健康福祉担当課長 小坂橋 憲 仁
水道課	
水 道 担 当 課 長	谷 村 英 俊 下 水 道 担 当 課 長 佐々木 貴 之
住民サービス課 兼 商工観光課	
総 合 支 所 長	村 上 純 一

6 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

社会教育担当次長	渡 邊 匡 人	学校教育担当次長	佐々木 英 生
----------	---------	----------	---------

7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 石 塚 一 哉 主 幹 鈴 木 慎 二

○ 議 事 日 程

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		行政報告
日程第 4	承認第 1 号	専決処分事項の承認について（安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 5	承認第 2 号	専決処分事項の承認について（安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
日程第 6	承認第 3 号	専決処分事項の承認について（安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 7	承認第 4 号	専決処分事項の承認について（令和 6 年度安平町水道事業会計未処理利益剰余金の処分について）
日程第 8	承認第 5 号	専決処分事項の承認について（令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第 14 号）について）
日程第 9	承認第 6 号	専決処分事項の承認について（令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について）
日程第 10	承認第 7 号	専決処分事項の承認について（令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について）
日程第 11	承認第 8 号	専決処分事項の承認について（令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 7 号）について）
日程第 12	議案第 1 号	安平町教育委員会委員の任命の同意について
日程第 13	議案第 2 号	令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 14	議案第 3 号	令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○ 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4 番	鳥 越 真由美
8 番	箱 崎 英 輔

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。過日第4回安平町議会臨時会のご案内をしましたところ議員各位並びに説明員の皆様方のご参集をいただきました。ご苦労様です。4月になりましてから順調に天候が良くて春が足早に來たなと思っていましたが、月末になりまして急に気温が下がりました。昨日北海道、東北、道東の方では雪が降ったというニュースがありました。まだまだ油断はできないなという時期ですが、健康に留意されて審議をしていただきたいと思います。

また、本日から4月の人事異動によりまして説明員の皆様方、新しい説明員が何名か着座していますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、只今から令和7年第4回安平町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

4番 鳥越 真由美 議員

8番 箱崎 英輔 議員 を指名いたします。

◎ 日程第２ 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします、本臨時会の会期は本日１日限りにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日１日
限りと決定いたしました。

◎ 日程第３ 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第３、行政報告を行います。町長から発言の申し出
がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） それでは私の方から行政報告４件報告させていただきます。まず１件目ですが、北海道電力株式会社との脱炭素社会の実現に向けた連携協定の締結についてです。安平町と北海道電力株式会社は、緊密な相互連携と協働により脱炭素社会の実現を図ることを目的として令和７年３月２１日に連携協定を締結しましたことをご報告いたします。本協定は再生可能エネルギーの導入促進に関すること、省エネルギーの促進に関すること、エネルギー転換の促進に関すること、その他双方協議により必要と認めることを連携事項として、安平町の脱炭素社会の実現及び共創社会の実現に向けて取り組んでいくものです。なお、連携事項の具体的な内容については、今後両者で検討を深めていく予定となっています。以上、北海道電力株式会社との脱炭素社会の実現に向けた連携協定の締結についてご報告いたします。

次に２件目です。安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についてです。気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、世界各国で２０５０年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。我が国におい

ても2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。当町においても令和6年1月23日に環境にやさしく快適で安心安全なまちづくりに向け町民や事業者と一体となって2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指すため、安平町ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。この脱炭素社会の実現の達成に向けて自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行う施策を定めるため令和7年3月に安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付け、計画期間は令和7年度から令和12年度までの6年間とし、温室効果ガスの削減について2030年に基準年となる2013年比でマイナス48%を目標とするもので、目標達成に向けた施策等につきましては国や北海道の補助事業を活用しながら進めたいと思いますのでご理解とご協力をお願いいたします。なお、安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）につきましては別添資料のとおりとなっております。以上、安平町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についてご報告いたします。

次に3件目です。安平町災害廃棄物処理計画の策定についてです。平成23年3月に発生した東日本大震災を受け環境省は平成27年3月に災害廃棄物対策指針を改定し、都道府県及び市町村においても災害廃棄物処理計画の策定が求められました。当町においても平成30年北海道胆振東部地震の経験を踏まえ災害時に早期の復旧・復興に向けて処理体制を確保し災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する事項を定めるとともに、平常時から災害後に想定される事態にあらかじめ備え、計画の実効性を高めることで発災初動期の混乱を最小限にとどめ、迅速な処理に向けて準備を進めることにより町民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止することを目的として令和7年3月に安平町災害廃棄物処理計画を策定いたしました。本計画は環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき北海道災害廃棄物処理計画、安平町地域防災計画等の関連計画と整合を図り、実際の被害状況によっては国や北海道並びに周辺市町村等と協議や支援を受けながら柔軟に運用するものです。なお、安平町災害廃棄物処理計画につきましては別添資料のとおりとなっております。以上、安平町災害廃棄物処理計画の策定についてご報告いたします。

最後4件目です。北海道銀行追分支店の店舗移転についてです。北海道銀行追分支店については昭和26年4月に開設され、昭和50年11月の移転を経て平成12年11月の新築移転により現在の場所に店舗を構え74年間にわたり営業を継続してきたところですが、近年の金融機関を取り巻く経営環境は一部好転の兆しが見えるものの少子高齢化や人口減少によるマーケットの縮小等厳しい状況が続いており、本年9月16日に早来支店内に移転することとなった旨の報道発表がありました。早来支店への移転後には追分郵便局内に北

海道銀行のＡＴＭと共同窓口を設置し、諸手続きの受付及び取次ぎを行うサービスを提供するとお聞きしています。また、移転後についても店名、店番号、口座番号に変更はなく、現在ご利用いただいている各種お取引、通帳、キャッシュカード類は継続してご利用いただけるということです。以上、北海道銀行追分支店の店舗移転についてご報告いたします。

○議長（多田政拓君） 町長の行政報告が終わりましたので、行政報告に対して質疑があれば１議員１回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第４ 承認第１号

○議長（多田政拓君） 日程第４、承認第１号 専決処分事項の承認について（安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔池田情報担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君） 承認第１号朗読

承認第１号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和７年４月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをご覧ください。

安平町専決処分第1号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月26日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

条文の朗読を省略しまして条例改正の理由及び内容をご説明します。今回の条例改正は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴って、安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

法改正では第2条の定義としてマイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンでマイナンバーカードと同様の本人確認が出来るようにするための仕組を「カード代替電磁的記録」として第8項に新設をされたことから改正前の同条第8項以降の規定が1項ずつ繰り下がり、この定義を引用している町条例に条項ずれが生じるため、所定の改正を行うものです。

続いて条例改正の内容を説明しますので新旧対照表をご覧ください。法改正による引用条項の繰り下がりにより第2条第1項第3号中の「法第2条第

8 項」を「法第 2 条第 9 項」に、同項第 4 号中「法第 2 条第 12 項」を「法第 2 条第 13 項」に、同項第 5 号中「法第 2 条第 14 項」を「法第 2 条第 15 項」に改めるもので、条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日となっております。

以上で説明を終わりますので、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第 1 号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第 5 承認第 2 号

○議長（多田政拓君） 日程第 5、承認第 2 号 専決処分事項の承認について（安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔奥田税務戸籍担当課長課長〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 承認第 2 号朗読

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について

次のページをご覧ください。

安平町専決処分第2号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について

次のページにあります改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由などの説明をさせていただきます。今回の条例改正は令和7年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い町税条例の一部を改正するので、今回専決処分しご承認をいただくもので、主に町民税では年齢が19歳以上23歳未満の者のうち所得が58万円超から123万円以下の場合に段階的に控除額を控除する特定親族特別控除を設けること。軽自動車税では原動機付自転車のうち二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0Kw以下の

ものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円としていること。たばこ税では加熱式たばこの課税方式について、国たばこ税の見直しに伴い加熱式たばこの課税標準について見直しを行ったものなど法律改正に伴う改正でございます。

改正内容につきましては、改正条文の次に新旧対照表を添付しております。それぞれの規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおりです。

なお、改正内容の説明につきましては事前に配布させていただきました資料で説明させていただきますのでご覧ください。第18条（公示送達）は公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正で、第18条の3（納税証明事項）は第18条の改正に伴う規定の整備。第34条の2（所得控除）は控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するもの。第36条の2第1項（町民税の申告）は特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備。第36条の2第10項（町民税の申告）は項ずれの反映。第36条の3の2（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）は記載事項について特定親族を追加。第36条の3の3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備。第63条の2（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）は項ずれの反映。第82条（種別割の税率）は軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正。第89条（種別割の減免）は軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備及び項ずれの反映。第90条（身体障害者等に対する種別割の減免）はマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備。第139条の3（特別土地保有税の減免）は項ずれの反映。附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）は項ずれの反映。附則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）は、特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設及び項ずれの反映。附則第10条の4及び附則第10条の5は規定の削除。附則第16条の2の2（加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例）は加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を設けるもの。

以上の説明となりますが、今回は施行日が令和7年4月1日、令和8年1月1日、令和8年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日）となっており、施行日が異なる部分がありますが、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い一括提出させていただいたものです。これで提案説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町民税に関わりましてはどれぐらいの対象の方がいらっしゃるってどのように影響が出てくるかが1点。

あと軽自動車税とたばこ税に関してはどのように変わっていくか、もう少し具体的にお願いします。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） まず町民税の部分ですが、特定親族特別控除の関係だと思いますが、特定扶養控除の適用数が令和6年度ですと132名で控除額が45万円なのですが、一応これ控除している方が、控除額で5900万となっていますが、控除が今までいわゆる103万の壁があったことに対してそれ以上働いても大丈夫だよという今回の改正ですが、影響額については何とも答えようがないかなと思っています。

続いては軽自動車税ですが、これは今まで50cc以下のものがあったのですが、これが法改正によりまして製造中止になったところでして、それに伴ってこの今まで50ccだったものが製造中止になったことで今その最低が新しくなったもの、新基準となりますがそれが125cc以下最高出力が44kw以下ということで該当になるということで、こちらも今後の登録台数となりますが、今後の申告状況によるとしか言いようがないかなと思っています。

最後、たばこ税ですが。こちらも本数によってまた変わってくるようになりますので、こちらも大変申し訳ないですが影響額については何ともお答えしようが今の時点ではないかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町民税の方はわかりました。軽自動車税の方。ということは今まで古い50cc以下を持っている人の税金はこの新基準で上がった部分で請求が来るという認識なのかというのが1点。

たばこ税の方は加熱式の方が追加されて課税されるものが増えたということよろしいですか。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 今まで50cc以下の方に関しては従来どおり2000円と変わらないというところと、加熱式たばこの関係ですが今までも当然税金はかかっていたのですが税率が変わったというところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第6 承認第3号

○議長（多田政拓君） 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認について（安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 承認第3号朗読

承認第3号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをご覧ください。

安平町専決処分第3号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

次のページにあります改正文の朗読は省略させていただきまして、若干補足説明いたします。地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正について、関係する地方税法などの改正法律が本年3月31日に公布され4月1日から施行となっておりますので専決処分としているところで

概要を説明いたしますので、お手元に配布させていただいた資料をご覧ください。第2条（課税額）は基礎課税額の賦課限度額を65万円から66万円へ、後期高齢者支援金課税額の賦課限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるもので、第23条（国民健康保険税の減額）は、減額措置に係る軽減の対象となる所得の規準について5割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を29万5000円から30万5000円に引き上げ、第3号におきまして2割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を54万5000円から56万円にそれぞれ引き上げるものです。

以上で提案説明を終わりますので、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらの改正によりましてどの程度の方々が影響があり、どのように税額が変わっていくか。もしわかる範囲でお願いします。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） まず課税限度額の引上げですが、令和6年の数字ですが、55世帯が対象となっていますので2万円ですので110万円の影響かなと思っています。また軽減世帯の関係ですが、同じく令和6年の数字ですが5割軽減の対象世帯が96世帯、2割軽減の対象世帯が90世帯、軽減額にしましては5割軽減で370万6000円、2割軽減では152万8000円となっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第7 承認第4号

○議長（多田政拓君） 日程第7、承認第4号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 承認第4号朗読

承認第4号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のページをご覧ください。

安平町専決処分第4号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のページ、令和6年度安平町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。
この計算書は剰余金とその年度中にどのように増減変動したのかについての
内容を示す報告書となります。今回提出致します専決処分書につきましては、
令和6年度の決算において確定しています令和6年度安平町水道事業会計未
処分利益剰余金2億4109万4444円のうち純利益6416万8101円を減債積立金へ
と積み立てるための処分を行うもので、令和6年度決算において4条予算の
補填財源に不足が見込まれることからこの未処分利益剰余金の一部について
地方公営企業法に基づく企業債の償還金に充てることを目的とする減債積立
金へと積み立てを行うものとなります。

なお、未処分利益剰余金につきましては特定の用途目的を与えられていな
い白紙のままの利益をプールする勘定となりますので、これまで未処分とし
ていました利益剰余金を地方公営企業法施行令第24条第1項の規定に基づき
処分を行うものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしく
お願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質
疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） これ私の認識違いだったら申し訳ないのですが、以前確か3月31日減債基金を取り崩したことがあったかと思うのですが、その同等程度ぐらいは基金に積み戻しができるのかどうか、そこら辺どのようになっているかお願いします。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 以前、減債積立金の取り崩しをした部分については同等程度というか同等程度以上に、今後のことでいくと積立はできていくものと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今回はまだそこには至らないぐらいということでしょうか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 今回が6400万なので正確な額ははっきりしないですが同等の額ぐらいには今なっているとは思いますが。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第4号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第8 承認第5号

○議長（多田政拓君） 日程第8、承認第5号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第5号朗読

承認第5号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第5号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）について

別冊、予算書をご覧ください。

専決第5号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160,991千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,834,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）について説明をいたします。今補正については補正第13号以降に予算額の変動があったものについて、専決処分により整理をさせていただいたものです。歳入の主なものとしては、町民税の決算見込みによる5674万7000円の増額などで、歳出は町民センター施設改修工事完了に伴う執行残の減額などです。それでは歳出から説明いた

しますので24ページをお開き下さい。

2款総務費1項1目一般管理費は、ふるさと納税による寄付金額の確定により減額するもので、2目電子計算費及び7目財産管理費は執行残の整理です。11目まちづくり推進費は事業費の確定等により執行残を整理するもので、15目財政調整基金費（1）まちづくり基金積立金から（3）ひとづくり基金積立金まではいずれもふるさと納税による寄付金額の確定などにより整理するものです。26ページ、16目諸費は執行残の整理で、5項2目各種統計調査費は統計調査委託金の補正に伴う財源振替です。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は国民健康保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の増額で、5目ぬくもりセンター施設費から27ページ、11目介護支援費はいずれも歳入の補正に伴う財源振替です。12目しょうがい者福祉費及び2項3目子育て支援費は執行残の整理で、4目認定こども園等運営経費及び5目児童手当費は国及び道支出金の交付額決定による財源振替です。

28ページ、4款衛生費1項1目地域保健費及び2目予防費は執行残の整理で、5目環境衛生費及び3項1目水道費は事業費確定に伴う財源振替です。

29ページ、6款農林水産業費1項4目農業振興費は貸付金確定による執行残の整理で、2項2目林業振興費は道支出金及び基金の充当額確定による財源振替です。

30ページにまたがる7款商工費1項1目商工業振興費は執行残の整理で、2目観光費は道支出金及び基金の充当額確定による財源振替です。

8款土木費2項2目道路維持費から34ページ、5項1目住宅管理費は執行残の整理で、2目住宅建設費は事業費の確定に伴う寄付金の充当額確定による財源振替です。

32ページにまたがる9款消防費1項2目災害対策費は地域づくり総合交付金の追加交付による財源振替です。

10款教育費1項3目義務教育振興費から34ページ、6項5目スキー場管理費まではいずれも事業完了などによる執行残の整理です。7目スポーツセンター管理費は指定管理者負担金の増額などに伴う財源振替です。

35ページにまたがる12款給与費は執行残を整理するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので7ページをお開きください。1款町税1項1目個人から8ページ、4項1目町たばこ税は決算見込みによるものです。

9ページ、2款地方譲与税から13ページ、11款地方特例交付金までは交付額決定により整理するものです。

12款地方交付税の特別交付税については交付額決定によるもので、交付額ベースでは対象事業費の増などにより前年度比で1542万2000円の増、4.2%の増となっています。

14ページ、13款交通安全対策特別交付金は交付額決定によるもので、15ページにまたがる15款使用料及び手数料はいずれも決算見込みによるもので

す。

16款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金から20ページ、17款道支出金、3 項 3 目総務土木費委託金までは、いずれも交付額決定や額の確定見込みによるものですが、18ページ、1 目総務費道補助金及び 2 目民生費道補助金、19ページ、4 目農林水産業費道補助金及び 6 目教育費道補助金、7 目商工費道補助金、20ページ、8 目消防費道補助金の地域づくり総合交付金は、いずれも説明欄に記載の事業に対する交付額決定や追加交付によるものです。

21ページにまたがる19款寄付金はふるさと納税の納入実績により整理したものです。

22ページにまたがる20款繰入金はいずれも充当事業の決算見込により財源振替を行ったものです。

22款諸収入は、決算見込み及び負担金の決定などにより整理するもので、23ページ、23款町債はいずれも事業費確定などに伴う町債借入額の確定により整理するものです。

次に繰越明許費補正について説明します。4 ページをお開きください。追加として 3 款 1 項非課税世帯臨時特別給付金支給事業及び非課税の子育て世帯臨時特別給付金支給事業は、いずれも今年度費用の一部を令和 7 年度で実施する事業の給付金として翌年度に繰り越すものです。

次に地方債補正について説明します。変更として合併処理浄化槽設置事業については限度額を180万円から30万円に、遠浅酪農 2 号線改良舗装事業については限度額を3190万円から1980万円に、橋梁長寿命化修繕事業については限度額を1310万円から1120万円に、スポーツセンター整備事業については限度額を5500万円から5440万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億6099万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3404万5000円とするものです。ご審議の上ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出24ページをお開きください。24ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ29、30ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ31、32ページで質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 32ページの10款、教育費の1項4目教育振興費のデジタルドリルの使用料の減額要因をお知らせください。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○議長(多田政拓君) 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長(佐々木英生君) デジタルドリルの使用料ですが、当初予算においては4月から使用していこうと見込んでいましたが、このデジタルドリルの、どのようなデジタルドリルを選定していくかを学校と協議しながら決定していったのですが、最終的に10月から使用となったことによりましてこの金額、減額になったものです。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) それは安平町全部の学校に関してそのようになったということよろしいですか。

[佐々木学校教育担当次長挙手]

○議長(多田政拓君) 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長(佐々木英生君) そのとおりです。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 33ページ、公民館費の中での工事請負費残額整理のところ
で4738万円という規模的には非常に大きな残額が出たなど。当然これは入
札の段階でのいろいろな見積もりの違いというようなものが要因としてあ
ったように思うのですが、これはこれだけ大きな差が出た、残額が出たとい
う要因をちゃんと検証されているのか。どこでどれぐらいの違いが出たか
ということについてお聞きしたいと思います。

〔渡邊社会教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） 工事入札に関係するところですが、最終的
には入札に基づいて議員がおっしゃるとおり最終的に事業完了に伴って今
回執行残ということで落とさせていただいているところですが、全体の事業
費が最終的に11億5000万ぐらいという、当初予算よりも決算額でも落ちてい
ます。各主体事業ごとに細かな整理はしていませんが、この後再度確認しな
がら整理をさせていただきたいと考えていますので、後ほどこちら側で資料
整理したものを議員の方にお渡しするようなことでよろしければ今の段階
では細かなところまでの整理分析はできていないのですが、そのような形で
整理させていただくことでよろしいですか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） これ正直言って、そういったところは見積もり精査をし
た段階で出てくるはずなのです。仕様書とともに全部付け合わせをするわけ
ですから。であればどれだけ違ったかというのは容易に出てきているし、当
然これぐらい差が出ているということは確認しておかないといけない部分
だと。それでないと予算の立て方が失敗したのか、中身の精査がちゃんとで
きていないということになれば費用対効果というか現実的にはどれが正解
でどれが間違いだったかということをやってもらわないと、ただただ数字だ
けがどう変わったからという話ではなくて、中身にどこがずれていたからこ
れぐらいの差が出てきたという形のデータを持っていかないと。入札本来の
姿からすると、この数字は大きさが大き過ぎると。安くなって良かったとい
う観点はあるかもしれないけど、何でこんなに違っているのかという誤差は

しっかりとこういったところはデータとしてやっていかないといけないと思うのですが。だから何の項目でどう違ったのか。入札の金額の誤差の話をしているのではなくて、中身の誤差について検討してくれと。もう少ししっかりデータを下ろして見てくださいということを要求しているわけですが。その辺についてはできますか。

〔渡邊社会教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） できるかできないかというお話であればできるということになろうかと思っています。入札後においても今こういった物価高もありまして、価格変更は行われていますので、例えば設計変更も行いながら増減するのかなと思っていますので、最終的な数字の確認については後ほど調査させていただいた上でご報告できるような形にさせていただこうと思うのですが、今手持ちとしては今は持ち合わせていないので後ほど整理したものについてはご提出させていただければと思っていますのでよろしくをお願いします。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちゃんと精査して出していただければと思います。ただ、設計変更という話は一度も金額的には出てきていませんので、そのような言い方はちょっとおかしいと私は認識していますので、書類が出てきたら精査した上で公表していただければと思います。お願いします。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○10番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の項目の上のところの12委託料のシステム構築業務委託料の減額要因をお願いします。

〔渡邊社会教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） こちらのシステム構築業務委託料については、入札に伴う執行残という形になっています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。システム構築業務委託料、これはプロポーザル方式によって業者選定しています。スマートロックの設置個所といった構築内容の見直しや配線費用等の集約化、これによって支出部分が抑制され執行残整理として減額を補正したものです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら当初の見積もりと比較してどのような形で整理をされているのか。当初見積もりはどうだったのか、その辺お願いします。

〔渡邊社会教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） こちらの対比の部分についても、こちら側としては入札の執行残と合わせてまだ事業完了がしていなかったもので、最後3月の事業完了をもった予算に伴う執行残整理ということでしか整理していませんでしたのでこちらも後ほど、入札の差異の部分については確認した上でご報告させていただければと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、7ページをお開きください。歳入の質疑について質疑をお受けします。7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ16、17ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ18、19ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 19ページの6目、教育費道補助金の中学校部活動指導員導入事業補助金、実績による減額だと思われるのですがその要因についてと、その下の地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の減額要因も合わせてお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 中学校部活動指導員の方は当初3名を予定していましたが、実績として2名となりましたのでその部分の減額となります。

続きまして地域スポーツクラブ活動体制整備事業。これは部活動の地域移行に関する事業ですが、この事業については10分の10という事業でしたが、

応募者多数というか他市町村でもかなり手が挙がりまして実質的に6割程度。細かい要因はあるのですが、この補助金自体が10分の10から6割程度の配分となってしまったことによる減額になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目に関しては1名実績減ということで、そこらは事業としては影響の方は特段どうだったのか検証されているかが1点。

あと2点目は、それは仕方ない状況かなと思うのですが事業自体は内容は変わってなく実績もほとんど変わりがなく、ただ10分の10が6割程度に落ちたためという検証なのかその点お願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 部活動の指導員の方については、指導員としては減となりましたが、その代わりではないですが順調に地域移行、少年団というか地域の方に担っていただいたことによるものかと思っておりますので、事業としては順調に進んだものと考えています。

それからその次の地域スポーツクラブ活動体制整備事業なのですが、主な要因はそうなのですが、補助機関というものが当初こちらとしては4月から3月の事業期間と見込んでいましたが、道から5月から2月ということで若干その部分での減はありますが、事業自体については概ね計画通り進んでいるものと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 2点目の方は了解しました。

1点目の方、こちらはスポーツに関してのみのことでこれから文化とかそちら辺は行われていくということでよろしいですか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 1点目の部活動指導員については6年度実績についてはスポーツ1名、文化1名の指導員の派遣となっています。文化についても今地域移行に向けて現在進めているところですので、部活動と

しての指導員は必要に応じて派遣していますが、今年度それぞれの部で地域移行に向けて検討しているところで既に始まっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ20、21ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目、21ページの指定寄付金の減額要因をどのように検証されているかが1点。

あと2点目の20款、繰入金の各目的別基金が減額されているのですが、事業としてはどのように実績検証されているかこの2点をお願いします。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ふるさと納税の関係なのですが、令和6年度の決算見込み額が4億8600万円ちょっとぐらいということで5億円を切ってしまったのですが、要因としては令和5年度には大口の寄付のみが3件ほどありまして、それが数千万あったものですから、それが今回は無かったのが一番大きな要因だと思っています。あと件数は令和5年度の途中でルールが変わってお礼品に対する寄付額が上がった関係があって年度の前半と後半では寄付の件数が変わったものですから、令和5年度の件数は比較が難しいのですが概ね大体例年どおりの寄付件数かなとは感じています。あとは令和6年度の寄付件数が大体3万4000件を切るぐらいだったのですが、それぐらいが今後の目標値になるのではないかと考えています。

〔企画財政担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 基金繰入金の減額の関係ですが、一つ一つの事業の減額となった要因というのは私の方では押さえていませんが、減額となった事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

財政調整基金繰入金は全体の調整ですので一個一個はやっていません。それからまちづくり基金繰入金ですが、たくさんあるので主だったものを3つ

ご説明しますが、1つは道の駅運営事業経費。こちら地域の魅力磨き上げ事業ですが、地域づくり総合交付金の採択、財源が充当になりまして繰入金を減額しています。それからもう1つは文化遺産PR事業委託料。こちら地域づくり総合交付金の財源が充当されたことによって繰入金を減額しています。それからもう1点、観光事業経費。こちら回遊交流ステーション形成事業ですが、こちら地域づくり総合交付金が充当されまして基金の繰入金を減額しています。その他は補正とか事業費の減額によって繰入金を減額しています。それから産業づくり基金繰入金ですが、こちらは商工振興事業経費、経営強化促進事業補助金の方ですが、こちら補正によって減額しています、それによりまして基金の繰入金を減額ということになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 2点目は了解しました。1点目なのですが、いろいろな要因があるかと思うのですが、当初の見込みとしては読めない部分もあったのかどうか、その点も踏まえてどのように検証されているか、内容についてもどのように今後していくか、返礼品含めどのように考えているのかお願いします。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ふるさと納税の予算の組み方は、歳入に関して前年度の寄付額の9割ぐらいで大体見込んでいたのですが大口の寄付で数千万というのが入っていたのが、それが来なかったのが本当に大きな要因として考えています。今後についても、ふるさと納税のPR活動を商工観光課の方でふるさと納税の業務を一体的に行うこととなりましたのでお礼品・特産品のPR含めてふるさと納税も進めていければと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 前年度の入った額からの9割見込みで予算を組むという、その基準はどのように決めていかれたのか。今後この基準9割は継続していかれるのか、その点の見直しも含めてあるのかどうか伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 9割ぐらいで予算を見ていたのは震災の後に寄付額がぐっと伸びた時期がありまして、それが何年か続いていたのですが、だんだんとそれが少なくなって来てはいました。そういった状況で予算を組む時に前年度実績とか過去何年かの平均といういろいろな方法があるのですが、震災後のぐっと伸びたというのがあったので、安全策というところで前年度の9割で予算を見てきたのですが。令和7年度については、そもそも震災の関係の寄付も大体落ち着いてきたところがありますので、過去3年間の平均値で令和7年度からは予算を組むようにしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ22、23ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり4ページをお開きください。4ページ、第2表繰越明許費補正と第3表地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第5号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第9 承認第6号

○議長（多田政拓君） 日程第9、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 承認第6号朗読

承認第6号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第6号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

別紙補正予算書をご覧ください。

専決第6号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ825,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては3月31日付け決算見込みによる執行残の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、被保険者数及び人口透析利用者の減による補正となります。3目審査支払手数料は決算見込みによる増額。2項1目一般被保険者高額療養費は被保険者数及び人口透析利用者の減による補正となります。

8 ページにわたる 7 款、諸支出金 1 項 5 目償還金は令和 5 年度における補助金超過交付の返還金となります。

9 款基金積立金は繰入金の増額による補正となります。

次に歳入のご説明をいたします。5 ページをお開きください。

3 款道支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金は、歳出 2 款保険給付費の減額に伴う補正となります。

6 ページにわたる 4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は繰出金の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5132 万 8000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2592 万 1000 円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。

歳出 7 ページをお開きください。7、8 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に入ります。

歳入 5 ページをお開きください。5、6 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第 6 号を採決します。

本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第 6 号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第10 承認第7号

○議長（多田政拓君） 日程第10、承認第7号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別改正補正予算（第4号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 承認第7号朗読

承認第7号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第7号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について

別紙、補正予算書をご覧ください。

専決第 7 号

令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,151 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,407 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては 3 月 31 日付け決算見込みによる執行残の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。6 ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金の確定による減額となります。

次に歳入のご説明をいたします。5 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 1 節現年分及び 2 節滞納繰越分は保険料収入見込み額の確定による補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 615 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6240 万 7000 円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出 6 ページをお開きください。質疑は

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから承認第7号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第7号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第11 承認第8号

○議長（多田政拓君） 日程第11、承認第8号 専決処分事項の承認について（令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 承認第8号朗読

承認第8号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第8号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）について

別紙、補正予算書をご覧ください。

専決第8号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,083,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算第7号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては、3月31日付け決算見込みによる交付金の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。5款予備費につきましては財源調整として補正するものとなります。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。6ページにわたる4款国庫支出金及び5款支払基金交付金につきましては交付金の確定による増額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8393万5000円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出7ページをお開きください。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページを開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 5ページの4款国庫支出金2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金の部分の地域支援交付金、介護予防日常生活支援総合事業に関して、こちら増額交付額決定によるものと思いますが増額の主な要因をお願いします。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちら総合事業ですのでデイサービスセンターの給付費とかホームヘルプサービスの給付費とか介護予防事業の事業費等で若干増額になったものですが、基本的には予算額に対して国だったり道だったり支払基金交付金、町の申請の期日がそれぞれ違いまして、国においてはこの決算専決処分の方で間に合ったので出させていただいたということになっています。その他についての交付金については、間に合わないものは翌年度決算で増額したり減額したりというところがあります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 要因についてはわかりました。ここで聞いていいか迷ったのですが、介護予防に関して足腰しゃんしゃん事業を行っているかと思うのですが、こちらに関して令和6年度は月何回、年間何回それぞれ追分地区、早来地区行われたか。その辺について伺います。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 足腰しゃんしゃん教室の令和6年度なのですが、基本的には早来地区・追分地区、午前中・午後からというところで週1回開催しています。回数については今手元には無いのですが、基本的にはそういう流れで開催しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら風の噂で聞いたのですが、令和7年度から回数が減らされて利用された高齢の方々が通う回数が減って困っていると噂を聞いたのですが、そのような実態が実際にあるのか。実際、令和7年度はどのように回数が行われているのか伺います。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 現在、地域包括支援センターでは85歳以上の人口増加と生産年齢人口が減少することに伴う介護需要の急増と供給減少が同時に見込まれる2040年問題を踏まえて新たな介護予防対策に取り組んでいるところですが、足腰しゃんしゃん教室は令和7年度は少し開催回数が減っておりまして、ただ毎週火曜日に早来学園とぬくもりセンターで交互に開催することは開催していきまして、会場を選ばなければ毎週参加することができるように配慮させていただいていますので、参加の機会自体は減っていないものとなっています。

今回の措置は新たな介護予防事業に挑戦するために地域包括支援センターの職員の稼働だったり、限られた予算を有効的に活用するための工夫をしています。教室愛好者の方々に少し不便をおかけすることにはなりましたが、在宅で自立した生活が送れる高齢者を増加させることと同時に、地域の担い手を育成し地域共生社会の実現に資する介護予防事業を実施するための措置であることをご理解いただきたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 2040年問題を鑑みるのであれば利用者が利用しやすいように回数を、追分から早来、早来から追分でご高齢の方はなかなか通うのも大変な部分も出てくるとお声が聞かれていますので、こちらの見直し含め、もう一度再検討された方がいいのではないかと個人的に思うのですが。それで新たな事業というのも高齢の方々に對してご説明をいただいて、簡単に言いますとフレイル対策の後退がないように私個人に思っていますので、こちら含め参加されている方のご意見などをしっかり踏まえて変更かけるなり検証するなりされていかれるようお願いしたいのですが、その辺いかがですか。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 足腰しゃんしゃん教室は地域支援事業の一般介護予防事業として合併時から20年ほど実施している安平町の主要な介護予防事業です。参加者からは好評を得ている事業ですが、安平町の高齢者の8%しかアプローチできないところが常々課題となっていました。同程度の投資で広く影響を及ぼせるような政策として住民主体の介護予防事業の実施を準備しているところです。健康は各々が主体的に健康課題の予防に取り組み、生涯にわたって自分が健康であるための方法を自ら選択し実行することで実現されます。よって高齢者自身が能動的かつ自主的に介護予防に取

り組むことが重要であり、してあげる支援から元の生活を取り戻す支援である再自立の推進を図っていきたいと考えています。

令和7年度はフレイルサポーターみたいな形でシルバーリハビリ指導士の養成事業を実施して介護予防事業の担い手の育成に着手します。また、これまで介護予防サービス計画、ケアプランというものは自立に向けたプランを作成し各事業所とサービス担当者会議を通して自立支援を進めていましたが、再自立に向けての支援としては不十分なものとなっていました。しかし、フレイルは適切な介入によりさまざまな機能を可逆的に戻せるエビデンスもあることから、再自立に向けたリハビリ事業としてスポーツセンターを活用したりリハビリトレーニング事業、安平パワトレを4月から実施し、これまでのところ滑り出しとしては好評を得たものとなっています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。そもそものこの部分については2015年の中医協の答申から始まりまして、地域包括ケアシステムの構築から始まって高齢者福祉・医療、ここらを一体包括していく形です。それぞれで2025年、2030年、介護のピークと医療のピークと言われの中からいろいろな事業が出ています。先ほど阿部課長が言ったところは2040年で人員の変更という形でして、ここに高齢者がどうのこうのここに不利益が生じるという事業を行うわけではないと。新たな事業に挑戦しながら在宅医療、少なくとも長寿命化としていく事業を計画しているということです。その点ご理解いただきたいということで補足します。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第8号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第12 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第1号 安平町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町教育委員会委員の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町教育委員会委員の任期が満了する者
守 屋 竜 起 令和7年5月1日満了
- 2 安平町教育委員会委員に任命しようとする者
守 屋 竜 起 令和7年5月2日

（提案理由）

任期満了に伴う安平町教育委員会委員として、上記の者を任命したいので、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである

本任命同意の議案につきましては任期満了に伴う再任で、今回2期目となります。なお、任命しようとする方の住所、生年月日、職業及び略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。また、任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和7年5月2日から令和11年5月1日までの4年間となります。

以上、ご説明申し上げ、審議のうえご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案に同意することに決定しました。

◎ 日程第13 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第2号 令和7年度安平町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長

○副町長（田中一省君） 議案第2号朗読

議案第2号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第1号）について

令和7年度安平町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

防災体制整備事業費の計上等により、令和7年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

議案第2号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,537,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和7年度安平町一般会計補正予算（第1号）について提案説明いたしま

す。今補正の主なものにつきましては、歳入では新しい地方経済・生活環境創生交付金の内示による258万円の補正など、歳出では交付金採択による事業費487万3000円の補正などとなっています。

それでは歳出から説明いたします。6ページをお開き下さい。

3款民生費1項11目介護支援費は、介護保険事業特別会計補正予算に伴う事務費繰出金の補正で、4款衛生費1項4目霊場費は小動物炉バーナー故障による修繕費の計上です。

7ページにまたがる9款1項2目災害対策費は新しい地方経済・生活環境創生交付金の採択となったため、防災体制整備事業として段ボールベットやパーテーションなどを購入するものです。

10款教育費1項3目義務教育振興費は、安平町教頭会の行う令和7年度安平町立学校研修事業補助金において視察研修場所が決定したことによるもので、道外視察長野県1泊2日8名分での補正で、4目教育振興費は会計年度任用職員の加入させる健康保険区分の選択の変更による司書2名分、教務補他7名分、計9名分の不足分を増額するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。

16款国庫支出金2項6目消防費国庫補助金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金の内示により計上するもので、20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整によるものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3730万3000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 7ページの教育団体の補助金で視察という説明をされたのですが、これ長野県って今副町長は言われたのですがどこへ行ってくるのかまず教えてください。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 場所については長野県大日向小学校が計画されています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この学校に行く目的って何ですか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 大きなところでは今年度の視察目的についてはC F C I並びに事業改善、特に事業改善を重きにおいて視察研修の計画となっています。

この大日向小学校については個別最適な学びと協働的な学びを実践するという自由進度学習という形態を取られているところで全国的にもかなりの視察を受け入れている学校ですので、教育委員会としても現状を鑑みまして、事業改善というのは特に教員等にも実施していただきたいところですので、この視察についてぜひともお願いしたい内容となっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この学校は学校法人茂来、いわゆる通称、私学ですね。これ特徴はイエナプラン教育というのを入れている、小学校で。恐らく今年中学校が開業すると思う。それでこの学校と今安平町の小中の教頭会が行く中身って全く違うのです。学校形態も違うし、教育プランも全く違うのです。イエナプランの中でやっている形ですから。果たしてそこに行ってメリットがあるのだろうかということで、どうしても疑問があるのですね、私は。私学ですよここ。私学って特別な関係でここはいろんな形の中で今ネットでも出ています。イエナプラン教育っていうのが出されていますね。そんなところと言ったら失礼ですが、そういうところうちの公立小中、いわゆる義務教育学校の中が本当にリンクされるものはあるのだろうかということでどうも疑問を感じているのですが。そこへ行って何の成果が生まれるのだろうか。先ほど目的はって言っているけれども、もっと違った中で現在そういう目的以外でもやっぱり早来学園の中で全国から来て視察に来ている方もいる中で、そこでもっと教頭会の中で自分の学校はどうなのかってしっかりと早来学園の中身をきちんと教頭会としての総括としてながら、現状からいって。そこで研修した方がいいと私は思うのです。無駄なような気がしてならないのですけど、その点いかがですか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 議員がおっしゃられるとおり私立・公立でできるところ。私立というのはかなり特徴的な学習等を進められていますので、議員がおっしゃれるところは当然そのとおりかと思います。その中で、公立の中で特徴的な学校を視察研修していただいて、実際に行った後がかなり大事なかと考えています。その特徴的な学びを進められている、先ほど言いましたとおり個別最適な学びと協働的な学びの実践。学習指導要領でも主体的・多様な深い学びも謳われていますので公立小中学校においてどこまで取り込んでいけるのか、そういうようなことを先進的な、私立はございますが見ていただいてぜひともそれを公立の小学校においても限度はあるかと思いますが、どのように取り組んでいくかをぜひ教頭会として学んでいただきたいと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○3番（小笠原直治君） 議長すみません。

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 3回終わったのですが言い忘れたので。ここ井内教育長行ってきませんでしたか、視察に。行ってきているはずですよ。こういう学校はどうなんだっていうことを井内教育長から教頭会で説明できるはずですよ。2人で行ってきただけでしょ。もう1人どなたかわかりませんが2人で行ってきている中で教育長自ら大日向小学校の実態含めて視察をしてきてのそれなりのものを得てきているはずですから。それを教育長がやればよいことであって、あえてそんな8人も連れて行ってやる必要性はあるのかということ。そういう必要があるというなら教育長は何しに行ったのさということになるのさ。あなた何しに行ってきたのですかって。行ってきたことをちゃんと伝えればあえて同じ学校に行く必要はないのではないですか。ちょっと言い忘れましたので4回目。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） まず大日向小学校に視察に、私も見に行つたのですが、それに関してはまず安平町として授業改善と特色ある教育活動。この2つを併行して取り組んでいきたいということで、その前の段階で文部科学省の方に行きましてそういった実践をやっている学校のところをいくつか紹介いただきました。その中の一つとして大日向小学校という名前が挙がりまし

た。もちろんイエナプランといった教育法を取り入れています、それについては文部科学省の方についても文部科学省としてイエナプラン自体に、よしこれは良いというところまで、私立の特色のところを押し出すわけにはいかないけれども、実際に行っている教育活動や授業の内容、目指すべき方向性については今文部科学省が進めている方向性にかかなり近いところが、共感できるところが多々あるというお話も伺いましたので、実際に目にしてみなければわかりませんから私の方で見てきました。

見てきたところ非常に参考になる部分が多くありました。というのも、まずは早来学園においては黒板がありません。一般的な学校は黒板があってチョークを使って授業を行っていますが、この大日向小学校は教育環境、それから非常に近い黒板をメインとして使わず個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を行っているところが1点。

もう一つは少人数指導にもしっかりと力を入れている。この部分は追分小学校が非常に参考になると感じてきました。先ほど小笠原議員がおっしゃられたように見てきたのだから私の方から伝えればというところももちろんわかります。ただし、実際に見てみなければわからない部分と実際に現場で話を聞いてみなければ、現場の教員同士が交流をして話を聞かなければわからない部分も多々ありますので、これでは私が行ったこともない、見たこともない、話を聞いただけでここは良いですよということを紹介して先生方に行ってもらうのではなくて、実際に見聞きをして、しかもそれに対して事前に文科省にも伺って調査した上でここは間違いなく安平町の教育活動を更に前に進めるために、より充実するために、しかも早来学園と追分小学校それぞれの教育環境、特徴に合った、両方に合った部分を参考になるということ踏まえた上でぜひともこれは安平町の先生方に研修を受けていただきたいと思いこのように視察校を決定したところです。なので公立・私立の違いはありますが、公立だから私立だからというわけではなくて、実際の教育活動、教育環境、その実のところを見て視察の学校を決めたところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○3番（小笠原直治君） ちょっと議長、お願いします。すいません。

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） しつこくて申し訳ないですけどね。sonだけ良いなら現場の先生も連れて行ってくれってなるんだって。そうでしょ教育長。sonだけいいことを見せたいなら教頭ではなくて現場の先生も連れて行ければとなるんですよ。世の中の仕組みはそうではないでしょ。どこか視察に行ってきたその方がちゃんと勉強してきてそれを媒介しながら皆さんに伝えな

がらこういうふうになっていますよと伝えるものであって、教育長ともう1人わかりませんが見てきたことをきちんと説明を受けてきていますから。それで私は十分であって、あえて同じところに行かなければならないというのはどうも理解ができないのです。変な言い方ですが、先に行って調査してから決めて誰が行くというような感じがしてならないのですね。かなりのお金ですから。

それと教頭先生って何年いるのですか。そんなに安平町の教育を担うわけではなくて転勤が伴っていくはずですね。私はそれなら一般職員の先生の方が在席長いはずですよ。それをもっと早来学園、追分小中学校の中身でしっかりと吸収してやれると思うのですけどね。だから私は何となく違和感を感じてならないのですよ。同じところを教育長と校長先生でしょ行ったの、もう1人の。行ってきて、また同じ人が教頭会まで行くなんてどうも本当に理解ができないのですこれ。違うところに行くならまだ私わかるのだけでも、理解ができないので、本当にこれが今町民の方に理解できるのかなと思うのですが、その点意見対立ですから、噛み合いませんから返答は要りませんけど、私はなかなか理解はできないということだけ述べておきます。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 大変申し訳ありません。私の説明不足かと思いますが。教頭会主体ではありますが追分小学校、追分中学校各3名、早来学園2名という人数の中で管理職の先生も行く場合もありますが、基本的には一般教諭の方に参加いただく。教頭会主体ではありますが教頭だけが行くという視察ではありませんので、その点だけのご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 同じところで、一般の教員の方々も行かれるということでご理解くださいとのことだったのですが、果たして教育長が行かれたこの同じ視察先に、では私たちももう一回申し伝えでは足りないので行ってきたいみたいな、そういうご要望が出てここに決めたのか、それともそうではないのか。現場の教員の皆さんのお話を聞いてこの視察を決めたのか、その点を含めお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） どちらもという形になろうかと思いますが、教育長も行かれてはいますが当然学校の方でもその大日向小学校は先進的なことをやられていることもありますので、当然最終的にはこの団体の方で決定いただいたので、最終的には教頭会の方で決定いただいたと認識しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑に入ります。
5 ページをお開きください。5 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。
総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。
次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第14、議案第3号 令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第3号朗読

議案第3号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和7年4月1日付け人事異動に伴う職員手当等の増額により、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第3号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ925,622千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。はじめに歳出からご説明します。6ページをお開きください。1款総務費は職員の人事異動に伴う通勤手当の補正となります。

次に歳入をご説明いたします、5ページをお開きください。7款繰入金は歳出1款の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2562万2000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから保険事業勘定の質疑を行います。歳出6ページをお開きください。6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付託された案件の審議は終了しました。会議の議事運営にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和7年第4回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時57分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
